



2019年3月8日

各 位

会 社 名 エヌ・デーソフトウェア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 廣 志  
(コード：3794、東証第二部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 猪 股 実  
(TEL. 0238-47-3483)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年5月中旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年3月31日（日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2019年3月15日（金）
- (2) 基準日 2019年3月31日（日）
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。  
(<http://www.ndsoft.jp/>)

#### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

2019年2月7日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社ジェイ・ケイ・イー（以下「公開買付者」といいます。）が2019年2月7日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、当社

の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の皆様全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方、②本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満となる場合には、公開買付者は、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。

この度、当社は、上記プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会をできるだけ早期に開催することが望ましいと考えており、公開買付者から、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日である2019年3月31日が本臨時株主総会の基準日となるよう、本公開買付けにおける買付け等の期間中に基準日設定公告を行うことへの要請を受けましたので、基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を取得し、公開買付者が、当社株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得するために本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上